

第 1 章

計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

本市の男女共同参画の推進は、平成20年4月に「沼津市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）が施行され、令和2年3月に「第5次沼津市男女共同参画基本計画」を策定し、「家庭」「職場」「教育」「地域」の4つの主要領域において男女共同参画の推進に取り組んできました。

男女共同参画は性別にかかわらず人権の尊重や機会の確保を軸にしており、女性活躍の推進と女性に対する暴力の根絶（DV対策）は国の男女共同参画基本計画でも両者が重点分野として位置づけられています。そのため、「第5次沼津市男女共同参画基本計画」は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に基づく市町村計画を内包して、女性の活躍や支援、男女間における暴力のない社会を目指すための取組等を推進してきました。

現計画期間が令和7年度末で満了となることから、社会情勢の変化等を踏まえた上で、令和6年4月1日施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）の市町村計画を包含した「第6次沼津市男女共同参画基本計画」を策定し、より一層の男女共同参画施策の推進を図ることとしました。

2 計画策定の背景

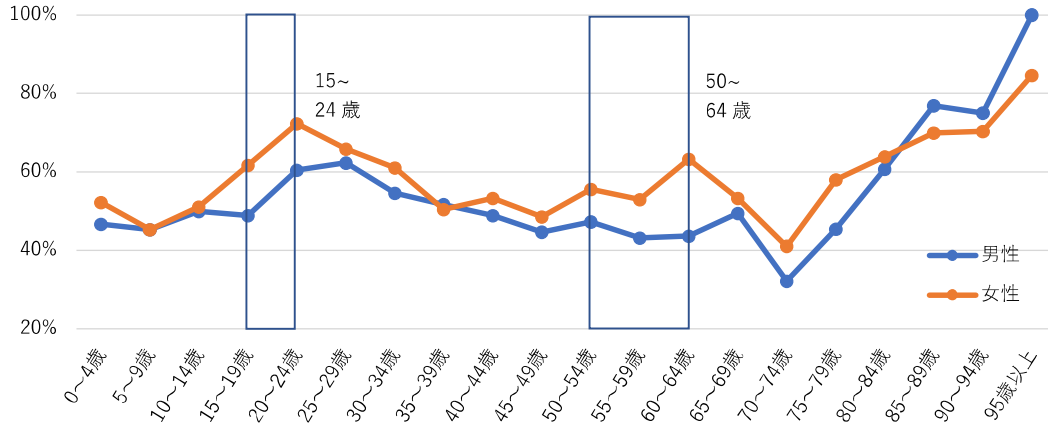
（1）社会情勢と沼津市の現況

●人口の東京一極集中と若者回復率

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、2030年が166,985人と推計され、2020年からの10年間で約18,000人、年間約1,800人減少することになります。また、年齢3区分別人口の推計では、2030年の年少人口は7.9%（13,635人）、生産年齢人口は56.0%（96,085人）、老年人口は36.0%（61,805人）という結果になり、今後も少子高齢化が進行することが予想されます。

また、本市においては、図1の平成27-令和2年度間における県外転出者のうち関東圏へ転出した割合は、特に15～24歳及び50～64歳の世代において、男性より女性の方が高くなっており、進学、就職、キャリアの終盤といった人生の節目において、女性が関東圏への移住を選択していることが読み取れます。

図1 H27-R2 間の県外転出者全体に占める関東圏への移動割合（沼津市）

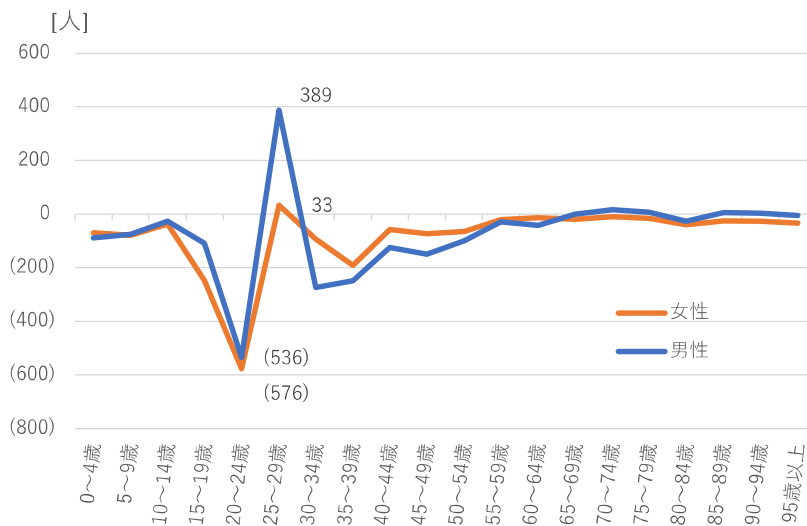


出典：総務省 令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自集計

本市における、平成27年度から令和2年度間での社会減は、20～24歳代が最も多く、男性536人、女性576人であり、一方の社会増は、25～29歳代が最も多く、男性389人、女性33人です。（年齢は令和2年度時点）

令和2年度の若者回復率^{*}は、男性72.6%に対して、女性5.7%で、特に若年女性の人口流出が深刻です。本市における男女共同参画の遅れが一因とも考えられます。

図2 H27-R2 年度間の5歳階級別・性別の社会増減（沼津市）

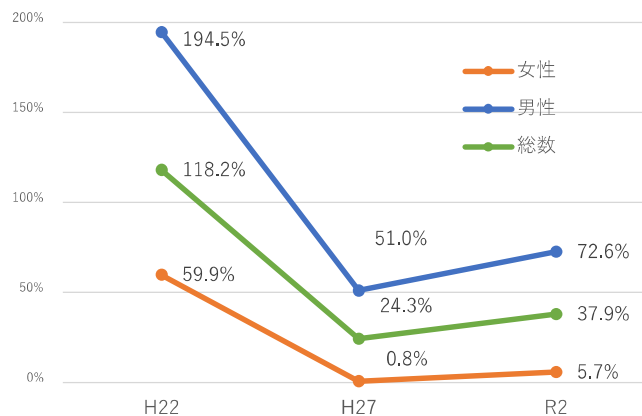


出典：総務省 平成22年度、平成27年度、令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

^{*}若者回復率

若者回復率は、兵庫県豊岡市において提唱されたもので、10歳代の転出超過数に対する20歳代の転入超過数の割合を示した数値です。

図3 若者回復率の経年変化（沼津市）



出典：総務省 平成22年度、平成27年度、令和2年度国勢調査結果から地域自治課独自作成

（2）国際社会、国、県の動向

●国際社会の動向

平成27年（2015年）に国連で2030年までの世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、具体的な17の目標が示されました。「ジェンダー平等[※]」はこの目標5として掲げられており、「ジェンダー平等の実現と女性のエンパワーメント[※]」は、すべての目標とターゲットの進展に極めて重要な貢献をするものである」とされています。ジェンダー平等の実現は、SDGs全体の目的にもなっています。

また、日本は令和7年（2025年）、世界経済フォーラムが経済、教育、健康、政治の各分野で評価を行った「ジェンダー・ギャップ指数[※]」が148か国中118位と、主要7か国の中で最下位となっています。「教育」と「健康」の分野は高スコアであるものの、「政治」と「経済」の分野のスコアが低く、全体の順位を大きく押し下げています。

※ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。

※ジェンダー平等

本計画においては、男性、女性、LGBTQの方等のあらゆる人にとっての公平・公正という意味で「ジェンダー平等」という表現を使用していますが、法律や条例で規定されているものや男女いずれかの性別への偏りを解消し、対等な参画を促すべき分野では「男女共同参画」という表現を用いています。

※女性のエンパワーメント

女性が社会のあらゆる分野で能力を最大限に発揮し、自らの意思決定に基づき主体的に行動できるようになることです。

※ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが毎年公表する、各国における男女格差を測る指数のことで、経済分野、教育分野、政治分野、健康分野のデータから算出されます。

●国・県の動向

国において、平成 11 年（1999 年）に男女共同参画の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする「男女共同参画社会基本法」が施行され、施策の基本的方向と具体的な取り組みを定めた法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

地方創生 2.0 では地方において魅力的な職場がないことやアンコンシャス・バイアス*により、若者や女性の東京一極集中が指摘され若者・女性の地方への回帰が求められており、それらを鑑み、現在、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 6 次男女共同参画基本計画」の策定が進められています。

また、DV 防止法や女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、困難女性支援法、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」など、社会情勢の変化や問題解決、新たな課題への対応に合わせ法整備や法改正が行われています。

また、静岡県においても、平成 13 年（2001 年）に男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、静岡県男女共同参画基本計画を策定しました。現在、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とする「第 4 次静岡県男女共同参画基本計画」の策定を進めています。

また、令和 5 年（2023 年）3 月、誰もが人生のパートナーとして安心して暮らせる環境づくりを目指す「静岡県パートナーシップ宣誓制度*」を開始しています。

(3) 計画の基本的視点

✓基本的視点 1

- ・固定的性別役割分担意識・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、慣行の見直し

働き方・暮らし方の変革にあたり、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっています。これらは幼少期からの積み重ねにより形成されていくものであるため、性別に基づく固定観念を生じさせないよう、教育分野において意識啓発を実施するとともに多様な価値観に触れることであらゆる人が暮らしやすい社会基盤を整備することが重要です。また、成人に対しても、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を継続して行っていく必要があります。

※地方創生 2.0

「地方創生 2.0 基本構想」（令和 7 年 6 月閣議決定）に基づき、今後 10 年間を見据えて、人口減少を正面から受け止めながら、強い経済、豊かな生活環境、安心して暮らせる地方の実現を目指す地方創生の取組。

※アンコンシャス・バイアス

「無意識の思い込み」のことで、性別や年齢、学歴などに対して、知らず知らずのうちに偏った見方をしてしまうこと。

※静岡県パートナーシップ宣誓制度

令和 5 年 3 月から静岡県が開始した制度で、お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

✓基本的視点2

- ・性犯罪、性暴力や配偶者等への暴力などあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成
- ・多様かつ複合的な困難を抱える女性に対してのきめ細やかな支援
- ・性差に応じた特有の健康課題への支援

誰もが性別にかかわらず能力を発揮できる社会の実現には、人権の尊重と安全・安心な生活環境の確保が不可欠です。そのため、性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力などあらゆる暴力を容認しない社会基盤を形成する必要があります。あわせて、社会的・経済的格差により多様かつ複合的な困難を抱える女性が孤立や困難の連鎖に陥らないよう、きめ細やかな支援を推進することが求められます。さらに、男女の特性に応じた健康課題への理解と支援を進め、誰もが健やかに暮らせる環境を整備していきます。

✓基本的視点3

- ・性別に関わらず働きやすく働きがいある環境づくり、育児等との両立支援、多様で柔軟な働き方推進
- ・若者や女性にも選ばれる地域づくり

依然として、育児や介護等の負担が女性に偏り、長時間労働や固定的な性別役割意識も相まって、就業継続やキャリア形成が困難となっています。性別にかかわらず働きやすく働きがいある環境の整備、育児・介護等との両立支援、多様で柔軟な働き方の推進を図るとともに、DXの活用やリスキングの促進等に取り組むことでジェンダー・ギャップを解消し若者や女性にも選ばれる地域づくりを推進します。

✓基本的視点4

- ・男女間の実質的な機会の平等、意思決定過程への女性の積極的登用

男女間の実質的な機会の平等を実現するためには、意思決定過程への女性の参画を一層促進することが不可欠です。ポジティブ・アクション[※]を含めた人材登用・育成を強化するとともに、地域社会や防災を含むあらゆる分野に男女共同参画の視点を浸透させ、女性が経済的自立や自己実現を果たすとともに、多様な視点によるイノベーション[※]を通じて地域や社会全体の持続可能性を高めることが求められています。

※ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれかの一方に対し当該機会を積極的に提供すること。ポジティブ・アクションは男女共同参画基本法で国・地方公共団体の責務として規定されている。(積極的改善措置)

※イノベーション

従来の仕組みや考え方に、革新的なアイデアや技術を取り入れ、新たな価値を創造すること。